

## 放課後児童クラブ参入意向調査業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県が実施する放課後児童クラブ参入意向調査業務委託についての基本的な仕様を定めたものであり、以下、埼玉県を甲とし、受託者を乙としてその内容を記載する。

本仕様に伴う委託契約は、当該調査の企画設計・設問作成、調査実施（調査票の発送・回収等）、集計・分析、報告書作成等の委託であり、本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に係る一切の権利は甲に所属する。

なお、乙は委託業務の報告後、本業務の実施に際して得られたデータ等のすべてを破棄・処分しなければならない。

### 第1 件名

放課後児童クラブ参入意向調査業務

### 第2 業務目的

本業務は、埼玉県の放課後児童クラブの待機児童解消に向け、民間事業者の参入促進施策の検討に資するため、県内事業者の参入意向とその度合い、参入条件、課題及び必要な支援策等を把握し、実効性のある施策の方向性を導き出すことを目的とする。

なお、本業務においては単なる調査実施に留まらず、施策検討に資する分析・提案を重視する。

### 第3 調査内容

埼玉県内の民間事業者の放課後児童クラブ参入意向について

### 第4 調査概要

#### 1 調査対象

埼玉県内に所在する企業、団体等のうち、放課後児童クラブへの参入可能性のある事業者とする。

#### 2 標本数

500～600 件程度とする。

#### 3 標本抽出

乙は、参入可能性のある事業者を対象として、業種、規模、所在地等を踏まえ、幅広く対象者を抽出すること。

なお、抽出方法については、乙の提案によるものとする。

#### 4 調査方法

Web アンケート方式による全数調査（任意回答）とし、必要に応じて事業者ヒアリングを併用すること。

- ・メール等により調査票を配布
- ・インターネット上で回答を回収
- ・アンケート結果の補完のため、ヒアリング調査を実施

#### 5 調査期間

令和8年9月から10月（3週間程度）とする。

なお、契約締結後、調査開始までに調査設計、調査票作成等の準備作業を実施すること。

#### 6 報告書提出の履行期限

令和8年11月30日（月）までとする。

各種成果物の提出期限については、第5「5 報告書等の作成」を参照。

### 第5 委託業務内容

#### 1 企画設計・設問作成

乙は、本調査の目的に沿い、効果的な調査設計及び設問設計を行うこと。

##### (1) 調査項目の企画立案

民間事業者の参入意向の程度、参入条件、課題、必要な支援策等を的確に把握できる調査項目を設定すること

##### (2) 設問設計

回答時間5～10分程度を目安とした設問構成とすること

回答率向上の観点から、回答負担軽減や選択式設問の活用などを考慮すること

クロス集計等の分析に資する設計とすること

##### (3) Web アンケートフォームの作成

モバイル対応等、ユーザビリティに配慮した設計とすること

##### (4) 調査案内文の作成

調査趣旨、回答方法、回答期間等を明示した案内文を作成すること

#### 2 標本抽出

乙は、調査対象となる事業者の抽出を行うこと。

- (1) 調査対象の抽出  
放課後児童クラブへの参入可能性のある事業者を幅広く抽出すること
- (2) 対象母集団の設定  
調査対象数は500～600件程度を目安とすること

### 3 調査実施

乙は、調査の配布及び回収を行うこと。

- (1) 調査配布  
メール等により全数配布（任意回答）を行うこと
- (2) 回収管理  
回答状況を適切に把握し、進捗管理を行うこと
- (3) 回収率向上施策  
リマインド通知を2回以上実施すること  
回収率50%を目標とした具体的手法を講じること
- (4) ヒアリング調査  
アンケート結果の補完のため、事業者へのヒアリングを実施すること

### 4 集計・分析

乙は、回収したデータについて集計及び分析を行うこと。

- (1) 基礎集計  
単純集計を行うこと
- (2) クロス集計  
業種別、規模別、参入意向別等による分析を行うこと
- (3) 関係性分析  
参入意向と参入条件・課題・障壁等との関係について分析を行うこと
- (4) 参入構造の把握  
参入の可能性に影響する要因を整理すること

### 5 報告書等の作成

乙は、甲に対し、本業務により作成した各種成果物を提出すること

- (1) 成果物の作成と提出期限（データはPDF、Excel、Word形式で提出）
  - ① 調査票 令和8年9月11日（金）
  - ② 回答データ 令和8年10月30日（金）
  - ③ 集計結果 令和8年11月30日（月）
  - ④ 分析報告書 令和8年11月30日（月）
  - ⑤ 概要版資料（説明用） 令和8年11月30日（月）

なお、詳細な提出時期については、別途協議により決定する。

#### 6 公表資料の作成補助等

乙は、甲が行う公表業務に資する支援を行うこと。

##### (1) 概要版資料の作成

対外説明用の簡潔な資料の作成

##### (2) 公表資料作成支援

甲の指示に基づき、公表用資料の加工・整理を行うこと

#### 7 打合せ協議

乙は、業務遂行に当たり、甲との調整を行うこと。

##### (1) 定期打合せの実施

初回・中間・最終打合せを実施すること

##### (2) 随時協議

必要に応じて、甲と適宜打合せを行うこと

#### 8 調査データ等の機密保持

乙は、本業務により取得した情報の適切な管理を行うこと。

##### (1) 機密保持

業務上知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者に漏えいしないこと

##### (2) 個人情報の管理

個人情報について適切な安全管理措置を講じること

##### (3) データの帰属

調査データ及び成果物は甲に帰属するものとする

### 第6 その他

1 乙は、本業務の実施に際して、疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を含む必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。

3 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から甲に帰属する。